

習志野市パートナーシップ ファミリーシップ制度

誰もが大切なパートナーや家族と共に暮らすことのできる
まちの実現を目指し、令和4年6月1日から
パートナーシップ・ファミリーシップ制度を開始します。
この制度は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣言がされ
たことを受け、習志野市が「パートナー宣言証」を交付する
ものです。

【パートナーシップとは】

同居し、共同生活においてお互いを人生の
パートナーとし、家族として対等な立場で、責任
をもって協力すると約束したお二人の関係をい
います。

【ファミリーシップとは】

パートナーシップにあるお二人および同居
する未成年の子
(実子または養子)が
家族として生活する
関係をいいます。

～宣言手続きの流れ～

事前予約

宣言日の予約
(宣言日の1週間前まで)

・FAX 又は市ホームページ内、
ちば電子申請サービスから予約をお願いします。
(24時間受付)
FAX 番号:047-453-9327



ちば電子申請サービスでの予約はこちらから申請できます→

宣言当日

パートナーシップ・
ファミリーシップ
の宣言

・パートナーの方とお二人でお越しください。
・宣言書を記入し、必要書類と併せて提出してください。

後日

パートナー宣言証
の交付

・後日「パートナー宣言証」を交付します。

～宣言することができる人～

- ・成年である人
- ・市内在住または市内への転入を予定している人
- ・配偶者がいない人
- ・当事者以外の方とパートナーシップ・ファミリーシップ関係にない人
- ・宣言しようとする人同士が近親者でない人
- ・(ファミリーシップの場合)未成年の子と同居している人

届出に必要な書類等、制度の詳細につきましては、市ホームページをご覧ください！

習志野市パートナーシップ制度



★市民・事業所の皆様へ★

この制度は、法律に基づく権利・義務が生じるものではありませんが、多様な生き方が尊重されるまちづくりの実現のため、制度の趣旨をご理解いただき、本制度の推進にご協力をお願いします。